

岐阜県公報

目 次

告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一

部改正

クリーニング師の研修の指定

クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等

の指定

指定介護機関の廃止の届出

指定介護機関の名称等の変更の届出

道路の供用開始

保安林の指定予定

公 示

土地改良事業計画の施行認可

土地改良区の定款の変更認可

雑 報

中央新幹線（東京都・名古屋市間）の環境影響評価方法書

の公告

（統計課）四二五

（生活衛生課）四二五

（同）四二六

（地域福祉国保課）四二六

（同）四二七

（同）四二八

（道路維持課）四三〇

（飛騨農林事務所）四三〇

（農地整備課）四三一

（中濃農林事務所）四三一

（環境管理課）四三一

（環境管理課）四三一

告 示

第二千二百八十五号

平成二十三年九月二十七日

（火曜日）

岐阜県告示第四百九十九号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

に改める。

「岐阜県観光レクリエーション動態調査」を
「岐阜県観光レクリエーション動態調査
岐阜県民健康意識調査
県民栄養調査」

岐阜県告示第五百号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修として、次のとおり指定します。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番一号
- 二 研修の種類
クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

- 1 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間(ただし、継続受講者は、四十分)
- 3 洗濯物の処理 一時間(ただし、継続受講者は、四十分)
- 4 繊維及び繊維製品 一時間(ただし、継続受講者は、四十分)

四 研修の開催年月日、会場の名称及び所在地

- 1 平成二十三年十月二十一日(金)
飛驒総合庁舎
高山市上岡本町七 四六八
- 2 平成二十三年十一月二十七日(日)
アピセ閣
関市平和通七 五一
- 3 平成二十三年十二月二日(金)
東濃西部総合庁舎
多治見市上野町五 六八一
- 4 平成二十三年十二月十一日(日)
ふれあい福寿会館(岐阜県民ふれあい会館)
岐阜市数田南五 一四 五三
- 五 研修受講料
五千円

岐阜県告示第五百一号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定します。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

通信制で行う講習

三 受講申込手続き及び受付期間

- 1 受講申込手続き

受付方法 郵送又はファクシミリ

申し込み先 岐阜市数田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階

財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局

ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇一一

2 受付期間

受付開始年月日 平成二十四年一月十日(火)

受付締切年月日 平成二十四年一月三十一日(火)

レポート提出締切年月日 平成二十四年二月二十九日(水)

四 講習会の科目及びレポート課題

- 1 衛生法規及び公衆衛生
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品
- 五 受講対象者
へき地に居住する者、身体障がい者その他知事が認めたる者
- 六 講習受講料
四千五百円

岐阜県告示第五百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | |
|--------------------------|---------------------|--------------|------------------|------------------|-----------|
| 居宅介護事業者等の名称 たる事務所の所在地 | 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 | サービスの種類 | 指定居宅介護事業所等の名称 | 指定居宅介護事業所等の所在地 | 指 定 年 月 日 |
| 株式会社シー・アール・メディカル | 三重県松阪市南町二〇五 一八 | 居宅療養管理指導 | な の 花 薬 局 北 方 店 | 本巣郡北方町柱本一九七 二二 | 平成二三・六・八 |
| 株式会社シー・アール・メディカル | 三重県松阪市南町二〇五 一八 | 介護予防居宅療養管理指導 | な の 花 薬 局 北 方 店 | 本巣郡北方町柱本一九七 二二 | 同 |
| 社会福祉法人高佳会 | 岐阜市玉井町一七 | 居宅療養管理指導 | 馬瀬フォレスト歯科 | 下呂市馬瀬惣島一五一 八 | 平成二三・六・一六 |
| 社会福祉法人高佳会 | 岐阜市玉井町一七 | 介護予防居宅療養管理指導 | 馬瀬フォレスト歯科 | 下呂市馬瀬惣島一五一 八 | 同 |
| 有限会社ワオン | 羽島市上中町中五九三 | 小規模多機能型居宅介護 | 小規模多機能ホームわおんあした葉 | 羽島市上中町中七四六 二 | 平成二三・七・一 |
| 株式会社サポート・一心 | 加茂郡川辺町鹿塩五二五 二 | 通所介護 | 元 気 の 館 | 加茂郡白川町河岐三〇五 一二 | 同 |
| 株式会社サポート・一心 | 加茂郡川辺町鹿塩五二五 二 | 介護予防通所介護 | 元 気 の 館 | 加茂郡白川町河岐三〇五 一二 | 同 |
| 医療法人社団大誠会 | 大垣市新田町二 一四 | 居宅介護支援事業 | 居宅介護支援事業所ハブ・瑞穂 | 瑞穂市本田一七四 一 | 同 |
| 株式会社壮健 | 愛知県犬山市松本町二二九 | 訪問介護 | 愛北ケアステーション美濃加茂 | 美濃加茂市加茂野町鷹之巣九〇 一 | 同 |
| 株式会社壮健 | 愛知県犬山市松本町二二九 | 介護予防訪問介護 | 愛北ケアステーション美濃加茂 | 美濃加茂市加茂野町鷹之巣九〇 一 | 同 |

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
 恵那市明智町一〇九〇

サービスの種類
 介護老人保健施設
 指定居宅介護事業所等の名称
 恵那老人保健施設ひまわり

指定居宅介護事業所等の所在地
 恵那市明智町一〇九〇
 平成二三・六・二

廃止年月日

岐阜県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名称

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称
 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称
 指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

新 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
 下呂市萩原町萩原八七五二

居宅介護支援事業

萩原ケアサポートセンター

下呂市萩原町萩原八七五二

平成二三・四・一八

旧 下呂市萩原町萩原一一六六番地八

新 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
 下呂市萩原町萩原八七五二

訪問介護

萩原ホームヘルパーステーション

下呂市萩原町萩原八七五二

同

旧 下呂市萩原町萩原一一六六番地八

新 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
 下呂市萩原町萩原八七五二

介護予防訪問介護

萩原ホームヘルパーステーション

下呂市萩原町萩原八七五二

同

旧 下呂市萩原町萩原一一六六番地八

新 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
 下呂市萩原町萩原八七五二

訪問入浴

萩原訪問入浴サービスセンター

下呂市萩原町萩原八七五二

同

旧 下呂市萩原町萩原一一六六番地八

新 社会福祉法人 下呂市社会福祉協議会
 下呂市萩原町萩原八七五二

介護予防訪問入浴

萩原訪問入浴サービスセンター

下呂市萩原町萩原八七五二

同

| | | | | | |
|-------|--------|--|----------|-----------|-----------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 | 備考(区域又は告示年月日ほか) |
| 一般国道 | 二百五十六号 | 下呂市金山町金山字下中道 一五九八番一地从先から 同市同字上中道 一六一番一地从先まで | 一六二 | 平成二二・九・二七 | 平成三三・三・二 |

岐阜県告示第五百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年九月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | |
|---|--------------------|---|------------|----------------------|-------------------------|-----------------|
| 新 | 株式会社アイランド ジー・アイ | 五 | 瑞浪市土岐町七三三四 | 介護予防 訪問入浴 | アイランドジー・アイ 訪問入浴 | 瑞浪市北小田町二二 八五 |
| 新 | 株式会社アイランド ジー・アイ | | 瑞浪市土岐町七三三四 | 短期入所 生活介護 | アイランドジー・アイ小泉 ショートステイ | 多治見市小泉町四二 三一 |
| 旧 | | 五 | 瑞浪市樽上町一六 | | 小泉慈愛苑ショートステイ | |
| 新 | 株式会社アイランド ジー・アイ | | 瑞浪市土岐町七三三四 | 介護予防 短期入所 生活介護 | アイランドジー・アイ小泉 ショートステイ | 多治見市小泉町四二 三一 |
| 旧 | | 五 | 瑞浪市樽上町一六 | | 小泉慈愛苑ショートステイ | |

岐阜県告示第五百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市丹生川町日面字大谷西平一二二〇六一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛騨農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

土地改良事業計画の施行認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十三年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|-----------|----------|-----------|
| 施 行 者 名 | 施行に係る地区名 | 認 可 年 月 日 |
| 席田井水土地改良区 | 席田・金谷地区 | 平成二三・九・一四 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月二十七日

雑 報

中央新幹線（東京都・名古屋市間）の環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五条第一項の規定により、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の環境影響評価方法書（岐阜県）を作成したので、同法第七条の規定により、次のとおり公告します。

平成二十三年九月二十七日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山 田 佳 臣

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

- 1 名 称 東海旅客鉄道株式会社
- 2 代 表 者 の 氏 名 代表取締役社長 山田佳臣
- 3 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目一番四号

二 対象事業の名称、種類及び規模

- 1 名 称 中央新幹線（東京都・名古屋市間）
- 2 種 類 新幹線鉄道の建設に係る事業
- 3 規 模 東京都から愛知県名古屋市間 延長 約二百八十六キロメートル

三 対象事業が実施されるべき区域

- 1 起 点 東京都港区

| | |
|-------------------|-----------|
| 土 地 改 良 区 名 | 認 可 年 月 日 |
| 曾 代 用 水 土 地 改 良 区 | 平成二三・九・九 |

2 終 点 愛知県名古屋市長

3 主な経過地 甲府市附近、赤石山脈(南アルプス)中南部

四 法第六条第一項の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲(岐阜県関係)

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、御嵩町

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間(岐阜県関係)

1 縦覧場所

岐阜県環境生活部環境管理課、多治見市環境文化環境課、中津川市生活環境部環境政策課、瑞浪市総務部企画政策課、恵那市役所ロビー、土岐市役所情報コーナー、可児市企画部総合政策課、御嵩町総務部企画課、東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所(岐阜)

なお、各縦覧場所では、岐阜県版の方法書を閲覧できません。

2 縦覧期間 平成二十三年九月二十七日(火)から同年十月二十七日(木)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで(ただし、自治体によっては異なることがあります。)

4 その他 電子縦覧として、当社ホームページ(<http://jr.central.co.jp>)において方法書を公開します。

六 法第八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項方法書について環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出することができます。

1 意見書の提出期限 平成二十三年十一月十日(木)必着

2 意見書の提出先

(一) インターネットの場合 当社ホームページでの専用入力フォーム
<https://jr.central.co.jp/public/opinion/input>

(二) 郵送の場合 JR東海 中央新幹線環境影響評価方法書 ご意見受付係
〒一〇八 八七九九
東京都港区三田三丁目八番六号 日本郵便高輪支店留め

3 意見書の提出に必要な記載事項

(一) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(二) 提出の対象である方法書(関係都県名)の名称

(三) 方法書について環境の保全の見地からの意見を日本語により、意見の理由を含めて記載するものとし、

七 説明会の開催を予定する日時及び場所(岐阜県関係)

ふれあい福寿会館(岐阜県民ふれあい会館) 302大会議室

岐阜市藪田南五 一四 五三

十月二十四日(月) 午前十時から午前十一時三十分まで

多治見市文化会館 大会議室

多治見市十九田町二 八

十月十七日(月) 午後七時から午後八時三十分まで

中津川市健康福祉会館 多目的ホール

中津川市かやの木町二 五

十月二十日(木) 午後七時から午後八時三十分まで

瑞浪市総合文化センター 講堂

瑞浪市土岐町七二六七 四

十月二十一日(金) 午後七時から午後八時三十分まで

恵那市役所 会議棟 大会議室

恵那市長島町正家一 一

十月十三日(木) 午後七時から午後八時三十分まで

土岐市文化プラザ ルナホール

土岐市土岐津町土岐口二二二 一

十月十四日(金) 午後七時から午後八時三十分まで

可児市総合会館 大ホール

可児市広見一 五

十月十九日(水) 午後七時から午後八時三十分まで

御嵩町役場 北庁舎 大会議室

可児郡御嵩町御嵩二二三九 一

十月十八日(火) 午後七時から午後八時三十分まで

八 問合せ先(岐阜県関係)

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所(岐阜)

中津川市太田町二 三 五 青松ビル二階

2 受付日時

平成二十三年九月二十七日(火)から同年十一月十日(木)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)午前九時から午後五時まで

電話番号 ○五七三 六五 六八二〇

平成二十三年九月二十七日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター